

社会福祉法人 視覚障害者福祉会  
居宅介護支援事業所 明光園

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

### 1. 総則

居宅介護支援事業所明光園（以下「居宅」という）は、居宅内及び利用者の居住地において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、生活者の安全確保を図ることとする。

### 2. 体制

#### (1) 感染症防止委員会の設置

※特別養護老人ホーム第二明光園感染防止委員会と合同で設置する。

##### ① 目的

居宅内及び利用者の居住地において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症防止委員会」を設置する。

##### ② 感染症防止委員会の構成

感染症防止委員会は、次に掲げる者で構成する。

※委員長及び副委員長を1名ずつ選出する。

- ア 第二明光園 施設長
- イ 第二明光園 看護職員
- ウ 第二明光園 支援員
- エ 第二明光園 管理栄養士
- オ 第二明光園 調理職員
- カ 第二明光園 生活相談員
- キ 第二明光園 事務員
- ク 居宅管理者
- ケ 居宅介護支援専門員

委員会及び研修は特別養護老人ホーム第二明光園職員と合同開催をすることで、感染症対策に関する協力と情報交換を密接に行う。

感染対策担当委員は、居宅事業所内及び利用者の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症防止委員会に提案する。

### ③ 感染症防止委員会の業務

感染症防止委員会は、委員長の召集により感染症防止委員会を定例開催（6ヶ月/1回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- ア 感染症対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の作成
- ウ 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施
- エ 利用者の感染症の既往の把握
- オ 利用者・職員の健康状態の把握
- カ 感染症発生時の対応と報告
- キ 感染症対策実施状況の把握と評価

### (2) 職員研修の実施

居宅の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

- ① 新規採用者に対する研修  
新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ② 定期的研修  
感染対策に関する定期的な研修を年1回（1回以上）実施する。
- ③ 外部研修の参加  
外部で実施されている研修会へ積極的に参加をする。

### 3. 平常時の衛生管理

居宅内の環境整備、衛生管理について以下の事項を徹底する。

- (1) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- (2) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。
- (3) 来客者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）で清拭後、湿式清掃して乾燥させる。またはアルコール消毒液を使用すること。

### 4. 訪問先での感染対策

利用者宅を訪問する際の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- (1) 訪問前後にうがい、手洗い、手指消毒を行うこと。
- (2) 訪問宅の衛生管理状況を把握し、必要に応じて助言を行うこと。

(3) 利用者の顔色等、体調の変化に留意すること。

## 5. 標準的な予防対策

### (1) 手洗い

出掛ける前と訪問先より戻った際には、石鹼を使用し、流水による手洗いを  
行い、ペーパータオルでよく拭き取る。

<禁止すべき手洗い方法>

- ① ベースン法（浸漬法、溜まり水）
- ② 共同使用する布タオル

### (2) 手指消毒

手指消毒には下表のとおりの方法があるが、施設ではスクラブ法及びラビ  
ング法を用いることとする。

消毒法	方法
洗浄法（スクラブ法）	消毒薬を約 3 ml 手に取りよく泡立てながら洗 浄する（30 秒以上）。さらに流水で洗い、パー パータオルでふき取る。
擦式法（ラビング法）	アルコール含有消毒薬を約 3 ml、手に取りよく 擦り込み、（30 秒以上）乾かす。
擦式法（ラビング方 ジェル・ジェルによるもの	アルコール含有のジェル・ジェル消毒薬を、約 2 ml 手に取り、よく擦り込み、（30 秒以上）乾か す。
清拭法（ワイピング法）	アルコール含浸綿で拭き取る。

※ ラビング法は、手が汚れているときには無効であり、石鹼と流水で洗った  
後に行うこと。

### (3) 日常の観察

居宅職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動  
きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲  
げる生活者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医や関連機関に  
知らせること。

<注意すべき症状>

主な症状	要注意のサイン
発熱	・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸が おかしいなど全身状態が悪い ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい
嘔吐	・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもあ

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱し、体に赤い発疹も出ている。</li> <li>・発熱し、意識がはっきりしていない。</li> </ul>
下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便に血が混じっている。</li> <li>・尿が少ない、口が渇いている。</li> </ul>
咳、咽頭痛・鼻水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱があり、たんのからんだ咳がひどい。</li> </ul>
発疹（皮膚の異常）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。</li> </ul>

## 6. 感染症発生時の対応

### (1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ① 職員の感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに居宅管理者に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。
- ② 居宅管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、居宅内の職員に必要な指示を行う。

### (2) 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ② 感染者または感染が疑われる利用者の自宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用すること。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、車内に常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- ③ 関連施設の医師や看護職員の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。
- ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。
- ⑤ 別に定めるマニュアル(BCP等)に従い、個別の感染対策を実施すること。
- ⑥ 必要に応じて協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示

をうけること。

### (3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・ 協力機関の医師
- ・ 保健所
- ・ 行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・ 職員への周知
- ・ 家族への情報提供と状況の説明

## 7. その他

### (1) 利用予定者の感染症について

居宅は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

### (2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。